

第5回多摩市手話言語条例検討会 要点録

日時	令和6年10月23日（水） 18:30～20:30		場所	多摩市役所 301・302会議室
出席者 （敬称略）	委員 ※敬称略	大杉、安部、大石、森、木多、三宅、一桝、川崎		
	障害福祉課 （事務局）	阿部、伊藤、平松、今野、薄井、溝田		
欠席者	委員 ※敬称略	なし		
記録者	事務局			
項目	1 開会 2 市長挨拶 3 会議の公開について 4 パブリックコメントに対する市の考え方について 5 多摩市手話言語条例原案について 6 多摩市手話言語条例逐条解説について 7 多摩市手話言語条例制定後の取り組みについて 8 閉会 配布資料 【資料1】パブリックコメントに対する市の考え方について 【資料2】多摩市手話言語条例原案 【資料3】多摩市手話言語条例素案新旧対照表 【資料4】多摩市手話言語条例逐条解説 【資料5】多摩市手話言語条例制定後の取り組みについて			
詳細				
1 開会	【座長】 委員の出席が定足数に達しているため、第5回多摩市手話言語条例検討会を開会する。 ～開会～ 事務局より配布資料1～5の説明、過不足の確認を行った。			
2 市長挨拶	【挨拶】 来年にはいよいよデフリンピックが開催され、そんな中で多摩市手話言語条例が制定されることを嬉しく思う。手話言語条例検討会が第5回目を迎えられたのは委員の皆様の協力があってのことであると思う。御礼申し上げます。 先月の9月23日は国際手話言語デーであり、全国約350か所でブルーライトアップが行われた。多摩市でもVITA コミュニネの時計台でライトアップを行った。 多摩市手話言語条例検討会は第1回目が開催され、約1年が経ち、先月にはパブリックコ			

	メントも実施された。条例が制定されることで障害がある人もそうでない人も垣根なく生活のできる共生社会実現に向け、一歩前進できることを嬉しく思う。 現在日本では約500の自治体で手話言語条例が制定されている。我々も条例制定を機に取り組みを進めていく所存である。 多摩市手話言語条例の制定に委員として参加・ご協力をいただいた皆様には、改めて御礼申し上げます。 ～公務のため市長退室～
3 会議の公開について	本会議については原則通り公開となった。
4 パブリックコメントに対する市の考え方について	事務局より資料1について説明。 【座長】 事務局の説明について意見はあるだろうか。 【副座長】 1番目のコメントについては市の考え方で良いと思う。ここでろう者の役割を追加する必要はないと考えている。 【座長】 市の回答は、これまでの検討会での議題に上がった内容を踏まえている回答であるため、この内容で問題ないと思う。 他に意見はあるだろうか。 意見がないようなので次に進みたい。
5 多摩市手話言語条例原案について	事務局より資料2・3について説明。 【座長】 事務局の説明について意見はあるだろうか。 意見がないようなので、原案については事務局の提案のとおりとする。
6 多摩市手話言語条例逐条解説について	事務局より資料4について説明。 【座長】 事務局の説明について意見はあるだろうか。 【委員】 国際手話は言語ではないと聞いたことがあるが、多摩市手話言語条例の中に国際手話を入れることについて座長にも意見を伺いたい。 【座長】

	以前の検討会でも国際手話について触れられているかと思うが、記録はどうなっているだろうか。 【事務局】 庁内での意見で国際手話を追加してはどうかと意見があったが、追記はせずに終わっている。 【座長】 逐条解説で国際手話について触れることについてろう者の立場としてはどうお考えか。 【副座長】 以前から国際手話は言語ではないと言われているが、施策のレベルの中で触れる分には良いと思う。 【委員】 同じ考えである。 【座長】 例えば難しいが、日本の中で日本の手話を使っている方向けの内容で良いと考える。国際手話を入れることで他の全ての国の手話についても言及する必要が出てくる。今後、国際手話や他の国の手話について言及する必要が出てきた時に議論していけばいいのではないかと思う。 今回は、逐条解説の中から国際手話についての言及を削除しても良いと思うが、いかがだろうか。 【事務局】 ご意見をもとに対応したい。 【座長】 他に意見はあるだろうか。 意見がないようなので、ここで原案と逐条解説の関係について事務局より説明願いたい。 【事務局】 原案については経営会議に付議し、12月議会に上程、令和7年1月1日に施行の予定である。 逐条解説は条例の施行とは直接関係せず、多摩市手話言語条例の補助的な意味合いで障害福祉課が独自に進めていくものである。 【座長】 今後の多摩市手話言語条例周知のための取り組みについては、多摩市聴覚障害者協会とも連携をとって進めてほしい。 【事務局】 承知した。
7 多摩市手話言語条例制定後の取り組み	事務局より資料5について説明。 【座長】

みについて	事務局の説明について意見はあるだろうか。 【委員】 内容に対しての質問ではないが耳の日イベントについて、2月に東京都で実施される「耳の日記念文化祭」と被ってしまうので、正式名称等があれば教えてほしい。 【事務局】 正式名称は「多摩市手話言語条例制定記念 耳の日フェスタ」である。 【委員】 多摩市では聞こえない方へのサービスとしてたつのこゼッケンを配布していると思うが、その周知も行ってほしい。これは災害が発生した際に使われるものなので、手話マークと分けて発信してほしい。 【事務局】 承知した。 コロナ禍前には窓口の椅子に置いていたが、衛生観念的なもので撤去してしまったので、これから考えていきたい。 【副座長】 本日の午前中に開催された多摩市公共交通会議では東京バス協会で手話の研修を行っているという聞いた。多摩市の企業でも手話の研修を実施するような底上げをしてほしい。駅員が手話で話すことができれば公共交通機関を利用しやすいし、お店の店員が手話で話すことができればお店も利用しやすくなる。 【事務局】 事業者に向けた周知も検討し、進めていく。 【座長】 一連の流れは資料5でいうと（3）の取り組みに含まれてくるということによろしいか。 【事務局】 その通りである。 【委員】 市・聴覚障害者協会・事業者・市民で手話に関連する事業について共通したネットワークがあると、条例の目的達成のためにも役立つのではないだろうか。 【事務局】 重要な指摘であると思う。 差別解消支援地域協議会に公共交通機関の事業者が参加しているので、そこでの情報収集も含め、ネットワーク構築についても、具体的な方法を考えながら検討を進めていきたい。 【座長】 学校で実施した手話に関連する事業を、教育委員会を通して報告するネットワークを構築している自治体もある。様々な工夫ができる部分であると思う。団体の皆様には頑張って
--------------	---

	いただきたい。 【副座長】 タブレット通訳の手話マークが小さいので大きくしてほしい。一目見てわかるようにしてもらえるとありがたい。 【事務局】 ご意見を参考に進めていきたい。 【座長】 ポスター案の絵にはろう者がいるものを使ってほしい。 ダイバーシティの考え方で細かいところまで工夫して対応していただきたい。 【事務局】 ご意見をもとに、十分に注意して対応していきたい。 【委員】 条例の進み方を具体的に教えてほしい。 【事務局】 検討会は今回で終了となる。逐条解説に関してご意見がある場合、１１月１５日までにいただきたい。 条例は１２月議会に上程し、認められれば令和７年月１日に施行される。 多摩市手話言語条例が議会で認められるタイミングについては、多摩市聴覚障害者協会とも共有していきたい。 当日の手話通訳についても議会事務局と調整をしている。
８ 閉会	【事務局】 来年３月８日に開催する「多摩市手話言語条例制定記念 耳の日フェスタ」にも皆様に足を運んでいただきたい。 手話言語条例についても制定して終わりではなく、今後も関係団体と協力しつつ施策を進めていきたい。 改めて、皆様の協力に感謝申し上げたい。 ～閉会～